

# 釜山解放

1  
26

〒557 大阪市西成区秋之茶屋2丁目5-2  
釜ヶ崎解放会館内  
**釜ヶ崎日雇労働組合**  
電話 06-632-4273

伊豆たまご

（月24日、昼、福岡田畠労働組合の仲間が、県労働部に対  
して、「ガーストライキの斗いを開始したことに對し、ボリ  
ュードもは不當にもう名の仲間を逮捕し、弾圧した。  
昨年の9月29日に労働省は職業安定局の名で、全国の都道  
府県知事あてに「白手帳を新しくつくるときには、住民票の  
提出を義務づけよ」と通達を出した。一の通達に対して、全  
国で斗いが開始されているが、福岡の仲間も、通達を実施す

るな！白手帳取得のしめつけをするな！」と黒野筋部一に対する  
斗<sup>たか</sup>にたちあが<sup>いた</sup>ったのだ。

今回のボリュームの弾圧は、天皇ヌラーの下において、わざら寄せ場労働者の斗争をたたきうぶしていこうとするものである。横断幕をかかげただけで「野外広告物条例」を違反したことデツチ上げ。これに抗議した仲間の名を「公務執行妨害」で逮捕するという、反動行政に加担した白手帳斗争つぶしにほかならぬい。福岡県警は、いきすぐろ名を放逐せよ。

87年6・2弾圧公判（喫茶ぶん事件）、不当な有罪判決を糾弾するぞ！

6.2彈圧判(二)

# 併し、不当な有罪判決を糾弾

運をのんでいた仲間を車の通行のじやまにならからといふこととで暴行を加えていたのを止めに入つた仲間をうまいりに引つてひじつていて。それを見た谷の母親の「誰か止めしと」という声を聞いて止めに入つた各自の組合員を、画成署が自ら暴行を振つておきながら逃げこんだ谷一雄を守り、組合員の口実として使い、全くテツチあげの不當弾圧の裁判が昨日はけつ判決をむかえた。シノギやヤフサの暴力を風のぬす画成署を フシラ日雇の敵だけれど、裁判所までおかと思える全く不當

されば、谷一雄の証言を全面的に採用し、谷側の証言として  
あつた母親との証言にもくいうかいかあるにせかかわらず、全  
面的に谷一雄の証言だけを裁判所長は事實として認め、許しか  
たい。十万円の罪金という判決を下した。あまりのヒトサに法  
廷中から「ナニヤニスレ」とうやシなすぐさまとばかりた。  
このよう乍ら判決は、ワシウ田舎を差別していふからしか出せ  
ない判決だ。ワシウ田舎にとつては、ボリウモ裁判所も敵だ。  
ワシウ田舎の团结で連延と打ち破れていこう！